

野 外 飛 行 の 解 釈 及 び 運 用 に つ い て

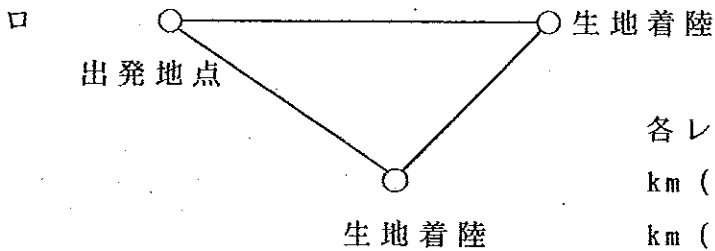
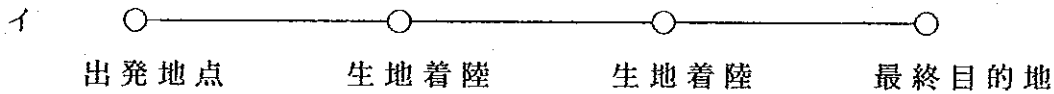
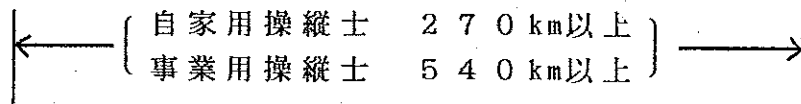
航 空 法 施 行 規 則 別 表 第 二 に お け る 野 外 飛 行 の 解 釈 及 び 運 用 は 下 記 の と お り と す る。

記

1 事 業 用 操 縦 士 の 項 及 び 自 家 用 操 縦 士 の 項 に お け る 各 第 1 号 口、第 2 号 イ (ニ)、第 3 号 口 及 び 第 4 号 口 に つ い て

(1) 「出 発 地 点 から ○○○ キ ロ メ ー ト ル 以 上 の 野 外 飛 行 で、中 間 に お い て ○ 回 以 上 の 生 地 着 陸 を す る も の」の 解 釈 及 び 運 用 は、次 図 の 例 に 示 す よ う に、出 発 地 点 から 生 地 着 陸 地 点 を 経 由 し て 最 終 目 的 地 に 至 る か 又 は 元 の 出 発 地 点 に 戻 る ま だ の 総 飛 行 距 離 が 規 定 さ れ た キ ロ 数 以 上 の 飛 行 で、か つ、当 該 飛 行 の 中 間 に お い て 規 定 さ れ た 回 数 以 上 の 地 点 で 生 地 着 陸 を 行 う も の と す る。

[飛 行 機 の 場 合 の 例]



各 レ グ を 合 計 し た 距 離 が 270 km (自家用操縦士) 又 は 540 km (事業用操縦士) 以 上 あ れ ば よ い

(2) 「2回以上の生地着陸」とされている場合には、中間における少なくとも2回の生地着陸については、異なる地点において行うものとする。

(3) 飛行距離は、実際に飛行した経路に沿った距離ではなく、出発地点と目的地点（生地着陸地点を含む）を直線で結んだ距離で算出する。

(4) 日常、離着陸訓練の基地として使用している飛行場以外の飛行場へのフルストップによる着陸を生地着陸という。

2 その他

別表第二の「野外飛行」のうち飛行距離につき特段の規定がないものについては、航法技術の習得を目的とした飛行であれば、特に飛行距離は問わない。

3 空乗第2546号（昭和54年12月25日付）「野外飛行の解釈及び運用について」は、廃止する。